

<基本構想>

<第2期基本計画>

<(仮称)第3期基本計画>(案)

目指すまちの姿	施策名	各施策の対象範囲(主なものを記載)	分科会を踏まえた見直しの視点・考え方	施策名	各施策の対象範囲(主なものを記載)	対応		
子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち	政策A1:子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり		①施策体系自体は見直しを行わないが、予算事業でみると、体系通りになっていないものも多いため、計画改定のタイミングで改めて、見直しを図る。 ②施策A1-1とA1-2の順番を入れ替える。 ③「子ども・若者支援」について、次期計画で注力する取り組みであり、体系上の位置づけが必要(いずれの政策に位置づけるかは引き続き検討していく。)	政策A1(子育て):子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり				
	A1-1	子育て家庭への支援		【子育て家庭への支援全般】	A1-1	子どもの健やかな成長への支援	【子どもへの支援全般】	第7回審議会(1月予定)までに、所管課と内容を調整
	A1-2	子どもの健やかな成長への支援		【子どもへの支援全般】	A1-2	子育て家庭への支援	【子育て家庭への支援全般】	
	A1-3	子育て・子育てを育む地域づくり		【地域づくり全般(子育て・子育て関連)】	A1-3	子育て・子育てを育む地域づくり	【地域づくり全般(子育て・子育て関連)】	
			A1-4	※名称は今後調整	【若者のひきこもり対策】、【若者の活躍支援】	いずれの政策に位置づけるのが適切であるかを改めて内部検討した上で、第7回審議会までに施策内容を調整する		
	政策A2:人と学びを未来につなぐまちづくり		①今後策定予定の新たな教育振興プラン(2020年度~)の項立てを意識し、施策A2-1~3の施策計画体系・施策名を改める。 ②施策A2-3に記載のある「環境教育」は、施策A2-1におけるESDの記載のなかで方向性を述べる。	政策A2(教育):人と学びを未来につなぐまちづくり				
A2-1	学力の伸長と個性、創造性の育成	【学習指導】、【持続発展教育・ESD】、【情報教育と環境整備】		A2-1	確かな学力を育む教育の推進	【学力を育む教育】	第7回審議会(1月予定)までに、所管課と内容を調整	
A2-2	心の教育や体験活動の推進	【人権教育】、【道徳性・社会性】、【教育相談】		A2-2	豊かな心を育む教育の推進	【心を育む教育】		
A2-3	健康教育と環境教育の推進	【生活習慣・食育】、【地域による健全育成の支援】、【環境教育】		A2-3	健やかな体を育む教育の推進	【体を育む教育】		
A2-4	学校・家庭・地域等の連携の推進	【地域教育力の向上】、【特別支援・就学支援】	A2-4	児童・生徒の学びを支える環境づくり	【教育環境づくり(施設整備、教育ICT整備、地域連携、見守り等)】			
みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち	政策B1:生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり		①施策B1-1の施策名を簡潔に表記する(他の施策との整合) ②政策B1をおおむね保健医療政策担当部長の所掌とする。(施策B2-3:国保の取り組みは施策B1-2で記載する。これに伴い、施策名の変更あり)	政策B1(健康・医療):生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり				
	B1-1	ライフステージに応じた健康支援と市民自ら取り組む健康的な生活習慣		【健康推進】、【健康まちづくり】	B1-1	※名称は今後調整	【健康推進】、【健康まちづくり】	第7回審議会(1月予定)までに、所管課と内容を調整
	B1-2	健康を支えるネットワーク		【地域医療体制】	B1-2	※名称は今後調整	【地域医療体制】、【国保】	
	政策B2:だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり			①施策B3-2の「権利擁護」の取り組みは、高齢者以外の対象者も存在するため、施策B2-1:地域福祉の推進で記載する。(これに伴い、施策名の変更あり) ②施策B2-3の国保の取り組みは施策B1-2に記載し、介護保険の取り組みは施策B3-1、B3-2に記載する。 ⇒施策B2-3は削除	政策B2(地域福祉):だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり			
B2-1	地域福祉の推進	【地域福祉活動】、【民生委員・児童委員】、【自殺予防】	B2-1		※名称は今後調整	【地域福祉活動】、【民生委員・児童委員】、【自殺予防】、【権利擁護】	第7回審議会(1月予定)までに、所管課と内容を調整	
B2-2	セーフティネットによる生活支援	【生活保護】、【生活困窮者自立支援】、【犯罪被害者支援】	B2-2		セーフティネットによる生活支援	【生活保護】、【生活困窮者自立支援】、【犯罪被害者支援】		
	B2-3	社会保険制度の健全な運営	【国保】、【介護保険】					
	政策B3:高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり		①施策B2-3から介護保険の取り組みが移動するため、施策B3-1の施策名を変更する。 ②施策B2-3から介護保険の取り組みが移動するとともに、施策B2-1に権利擁護の取り組みが移動するため、施策名を変更する。	政策B3(高齢者支援):高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり				
B3-1	地域における高齢者支援	【高齢者支援サービス全般】		B3-1	※名称は今後調整	【高齢者支援サービス全般】、【介護保険】	第7回審議会(1月予定)までに、所管課と内容を調整	
B3-2	権利擁護と介護予防の推進	【権利擁護】、【認知症・介護予防】	B3-2	介護予防・フレイル(虚弱)予防、生きがい対策の推進	【認知症・介護予防】、【フレイル(虚弱)予防】、【生きがい対策】			
	政策B4:障がい者が安心して暮らせるまちづくり		①政策B4と施策B4-1の名称に大差がないため、施策名の変更を図る。 ②施策B4-1とB4-2の違いが明確でないため、両者の対象範囲を明確にする。 ③「(仮称)障がい者差別解消条例」の制定を見据え、それが読み取れるような計画体系と改める。	政策B4(障がい者支援):障がい者が安心して暮らせるまちづくり				
B4-1	障がい者が暮らしやすいまちづくり	【障がい者支援サービス全般】		B4-1	※名称は今後調整	【障がい者への直接的な支援・サービス】	第7回審議会(1月予定)までに、所管課と内容を調整	
B4-2	ライフステージを見据えた支援体制の構築	【障害児者・児の支援】		B4-2	※名称は今後調整	【障がい者支援の体制づくり】、【理解促進】		
みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち	政策C1:地域で支え合い、暮らせるまちづくり		①施策C1-2は「人材確保・育成」の施策とし、「学び」の観点からは政策C2へ移動する。 ②市民協働・地域委員会・公民連携等の取り組みを推進するため、施策C1-3では新たな仕組みづくりの視点を取り入れる。 ③施策C1-2、C1-3の施策名の見直しにあわせて、施策C1-1の施策名も他と統一したものと改める。	政策C1(市民活動・コミュニティ):地域で支え合い、暮らせるまちづくり				
	C1-1	市民主体による地域づくり、まちづくりの推進		【市民活動・コミュニティ全般】	C1-1	多様な担い手による地域づくりの推進	【地域づくり(コミュニティ、自治会、集会所)】	第6回審議会(12月予定)までに、所管課と内容を調整
	C1-2	学びから、人づくり・まちづくりを推進		【生涯学習】、【地域人材】	C1-2	多様な担い手づくりの促進	【人づくり(人材確保・育成)】	
C1-3	多様な担い手の力をまちづくりに活かす仕組みづくり	【協働】、【市民活動支援】	C1-3	多様な担い手による地域づくりの仕組みづくり	【新たな仕組みづくり(市民協働、地域委員会、公民連携等)】			

みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち

政策C2:豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり		
C2-1	市民の文化・学習・スポーツ活動の振興	【文化・スポーツ】、【生涯学習】
C2-2	多様な交流と共生によるまちづくり	【交流】、【共生】
C2-3	文化の継承と創造	【文化振興(パルテノン多摩・文化財)】

⇒

①施策C2-1は、文化とスポーツが一体的に記載されているが、その後の組織改正を踏まえるとともに、オリンピック・パラリンピックへの取り組みも注力していくことから、文化振興の取り組みは、施策C2-3に記載する。

⇒

②施策C2-2で記載のある「共生」の取り組みは、施策C3-2で記載する。

政策C2(文化・交流):豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり		
C2-1	誰もがいきいきと学び、活動する環境づくり	【生涯学習】、【スポーツ】、【オリンピック・パラリンピック】
C2-2	多様な交流による地域づくり	【交流(地域、世代、都市、国際(多文化共生))】
C2-3	文化の継承と創造	【文化振興(パルテノン多摩、文化財)】

⇒

第6回審議会(12月予定)までに、所管課と内容を調整

政策C3:だれもが平等で互いに尊重しあうまちづくり		
C3-1	平和の希求と人権の尊重	【平和】、【人権】
C3-2	男女平等・男女共同参画の推進	【男女平等】

⇒

①施策C2-2で記載のあった「共生」の取り組みを施策C3-2で記載する。

政策C3(平和・共生):だれもが平等で互いに尊重しあうまちづくり		
C3-1	平和の希求と人権の尊重	【平和】、【人権】
C3-2	男女平等・男女共同参画の推進	【男女平等】、【共生社会】、【ダイバーシティ】、【LGBT】

⇒

第6回審議会(12月予定)までに、所管課と内容を調整

働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち

政策D1:人々が集い、働く、活気と魅力あるまちづくり		
D1-1	商工業の振興による地域経済の活性化の推進	【商工業振興】、【企業誘致】、【就労支援】、【地域拠点の活性化】
D1-2	観光の視点からのまちの魅力づくりの推進	【観光】、【にぎわい創出】
D1-3	都市農業の振興による農からのまちづくりの推進	【農業】

⇒

①今後は、商工業に限らない様々な産業の振興が必要であることから施策D1-1の施策名を「商工業」から「産業」に変更する。

⇒

②施策D1-3は現在、策定中である多摩市都市農業振興プランにあわせて、施策名の変更を行う。

⇒

③現在、施策D1-1で記載のある「各拠点の取組」は、今後強化していく必要があることを踏まえ、新たな柱立てとしてD1-4を位置づける。

政策D1(経済観光):人々が集い、働く、活気と魅力あるまちづくり		
D1-1	産業の振興による地域経済の活性化の推進	【産業振興】、【企業誘致】、【就労支援】
D1-2	観光の視点によるまちの魅力づくりの推進	【観光】、【にぎわい創出】
D1-3	都市農業の振興による農あるまちづくりの推進	【農業】
D1-4	駅拠点地区の拠点性の向上	【地域拠点の活性化(多摩センター、聖蹟桜ヶ丘、永山)】

⇒

※本日の審議会で方向性を確認する。

第5回審議会までに調整が間に合わないため、第6回審議会(12月予定)までに所管課と内容を調整し、関連する政策E2とあわせて確認

いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち

政策E1:安全・安心のまちづくり		
E1-1	減災・防災のまちづくり	【減災・防災】
E1-2	くらしの安全を守るまちづくりの推進	【防犯】、【消費者相談】
E1-3	交通安全の推進	【交通安全】、【駐車・駐輪】

⇒

①施策E1-3を、主に都市整備部の所管範囲である政策E2の施策内に移動させる。
⇒施策E1-3は削除

政策E1(防災・防犯):安全・安心のまちづくり		
E1-1	減災・防災体制の更なる強化	【減災・防災】
E1-2	くらしの安全を守るまちづくりの推進	【防犯】、【消費者相談】

⇒

専門委員会等で考え方を整理した上で、第6回審議会(12月予定)までに、所管課と内容を調整

政策E2:安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり		
E2-1	充実した都市機能の維持・更新	【ニュータウン再生】、【既成市街地の維持・更新】、【公共建築物の保全・維持更新】、【ストックマネジメント】
E2-2	安全でゆとりある道路網の整備	【道路整備】、【広域交通網】
E2-3	地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築	【交通環境】
E2-4	良質な住環境の確保の推進	【住環境】

⇒

①施策E2-1のなかで、「既成市街地の維持・更新」から「ニュータウン再生」まで幅広く所掌しているため、施策体系を大幅に見直し、ニュータウン再生に代表されるような発展的なまちづくりに関する取り組みを新たな柱立て(施策E2-5)のもとで推進していく。

⇒

②次期計画で注力する取り組み等を踏まえ、全体的に施策名を整理する。

政策E2(都市づくり):安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり		
E2-1	充実した公共施設等の維持・更新	【公共建築物の保全・維持更新】、【ストックマネジメント】、【公共下水道の経営】
E2-2	安全で快適な移動空間の確保	【交通安全】、【道路整備】、【駐車・駐輪】
E2-3	街の活力を高める交通ネットワークの強化	【交通環境】、【広域交通網】
E2-4	良質な住宅の確保と豊かな居住環境の形成の促進	【住環境】、【近居・隣居】
E2-5	次世代につなぐ都市づくりの推進	【ニュータウン再生】【既成市街地整備】、【新たな交通システム】

⇒

第6回審議会(12月予定)までに、所管課と内容を調整

人・自然・地球 みんなで環境を大切にすまち

政策F1:地球と人にやさしい持続可能なまちづくり		
F1-1	自然環境・都市環境の保全と創出	【環境保全】、【公園緑地】
F1-2	低炭素・省エネルギー社会の構築	【省エネルギー】
F1-3	ごみの少ないまちづくり	【資源循環】
F1-4	環境を支える人づくりとパートナーシップの形成	【多様な主体による環境保全】

⇒

①計画体系自体の見直しは要しないが、施策F1-3の施策名が非常に大きな内容を指しているため、「まちづくり」という表現を使わない表現に言い換える。

政策F1(環境):地球と人にやさしい持続可能なまちづくり		
F1-1	自然環境・都市環境の保全と創出	【環境保全】、【公園緑地】
F1-2	低炭素・省エネルギー社会の構築	【省エネルギー】
F1-3	資源循環社会の構築	【資源循環】
F1-4	環境を支える人づくりとパートナーシップの形成	【多様な主体による環境保全】

⇒

※本日の審議会で方向性を確認する。